方針ならびに手続きに関する声明

効力発生日2015年3月25日

第1部 - 序論

第1条　第1項 - 共同経営者に関する契約に対して組み入れられる方針ならびに補償制度

現行形式によるこれらの方針ならびに手続き、更にTalk Fusion, Inc.ならびにTalk Fusion India Private Limited（以下「Talk Fusion」あるいは「企業」と呼称します）の単独的な自由裁量権によって改正されるこれらの方針ならびに手続きは、Talk Fusionの共同経営者に関する契約に対して組み入れられるとともに、かかる契約の不可欠な部分を構成するものとします。これらの方針ならびに手続きを通じて、「契約」の用語が利用される際、かかる用語は、Talk Fusionの共同経営者に関する申請および契約、これらの方針ならびに手続き、Talk Fusionに関する補償制度、Talk Fusionに関するサービスの契約条件、更にTalk Fusionに関する契約条件を集合的に参照するものとします。これらの文書は、参照によってTalk Fusionの共同経営者に関する契約（全ては現行形式による、およびTalk Fusionによって改正されます）に対して組み入れられるものとします。これらの方針ならびに手続きの最新版を解釈、把握する、およびかかる最新版に従うこと、および各共同経営者がこれらの方針ならびに手続きの最新版を認識するとともに、かかる最新版に基づいて事業活動を行うことについて確保することは、各共同経営者の責務であるものとします。新しい共同経営者に対する資金援助もしくは新しい共同経営者の登録の際、申請者が、本件の共同経営者に関する契約の作成以前において、これらの方針ならびに手続き、Talk Fusionに関する補償制度、Talk Fusionに関するサービスの契約条件、更にTalk Fusionに関する契約条件の最新版を提供される、またはかかる最新版に対してオンラインでのアクセスを有することを確保することは、資金援助を行う共同経営者の責務であるものとします。

第1条　第2項 - 方針の目的

Talk Fusionは、独立共同経営者を通じて製品を市場売買する直接販売会社であるものとします。貴方様の成功、貴方様の同僚の共同経営者らの成功が弊社の製品ならびにサービスを市場売買する個人らの団結性に依存することについて把握することは重要であるものとします。共同経営者およびTalk Fusionの間において実在する関連性を明確に定義することを目的として、更に受け入れられる営業活動に対する基準を明確に確立することを目的として、Talk Fusionは本契約を確立したものとします。

Talk Fusionの共同経営者らは、Talk Fusionの単独的な自由裁量によって随時改正される本契約に規定された全ての契約条件のみならず、Talk Fusionの事業活動およびその営業活動を統制している全ての国際法、連邦法、州法、条例に対しても準拠することを要請されるものとします。貴方様がこれらの殆どの実務の基準について認識していない可能性があるという理由から、本契約を解釈するとともに、かかる契約に従うことは極めて重要であるものとします。この取扱説明書の中の情報を注意深く検討してください。この情報は、独立共同経営者としての貴方様および当該企業の間における関係を説明および統制するものとします。何らかの方針あるいは規則に関して質疑がある場合、貴方様の上層部の当事者あるいはTalk Fusionの職員にお気軽に尋ねてください。

第1条　第3項 - 本契約に対する変更

全ての国際法、連邦法、州法、条例のみならず、事業活動の環境が定期的に変化するという理由から、Talk Fusionは、その単独的かつ絶対的な自由裁量権によって本契約ならびにその価格を修正する権利を留保するものとします。本件の共同経営者に関する契約の契約条件を受け入れることにより、共同経営者は、Talk Fusionによって実行することが選択される全ての修正あるいは改正に従うことについて合意するものとします。修正は、本契約が修正されるという全ての共同経営者に対する通告の時点において、効力を発生するものとします。修正の通告は、正式なTalk Fusionの資料の中で発表されるものとします。本件の企業は、下記の 1 つまたは複数の方法によって、修正された規定の完全な複写を全ての共同経営者らに対して提供する、あるいは共同経営者らによって利用される状態にするものとします。（1）本件の企業の公式ウェブサイトにおける掲載 （2）電子的なメール（電子メール）（3）本件の企業の定期刊行物に対する挿入 （4）製品の発注書あるいは賞与の支払いに対する挿入、あるいは （5）特別な郵送 共同経営者によるTalk Fusionの事業活動に関する継続、更に賞与または報酬に関する共同経営者による受諾は、あらゆる修正に関する受諾を構成するものとします。

第1条　第4項 - 遅延

Talk Fusionは、義務の履行が、合理的な支配の及ばない状況のために商業上実行不可能とされる場合、かかる義務の履行における遅延、もしくは義務の不履行に対して責任を負担しないものとします。これには、ストライキ、労働争議、暴動、戦争行為、火災、死亡、当事者の供給源の削減、あるいは政府の法令もしくは命令等が含まれますが、これらに限定されないものとします。

第1条　第5項 - 可分可能な方針ならびに規定

現行形式による、あるいは修正される可能性がある本契約の規定が、何らかの理由のために、無効もしくは施行不可能であると

判断される場合、無効な規定部分（等）が分離されるに過ぎないものとします。更に、残余の契約条件および規定は継続的に効力を生ずるとともに、かかる無効かつ施行不可能な規定が本契約の一部に含まれないように解釈されるものとします。

第1条　第6項 - 権利放棄

本件の企業は、事業活動を統制している契約ならびに適用可能な法律に対する準拠を主張する権利を放棄しないものとします。本契約に基づいて何らかの権利あるいは権限を行使すること、あるいは本契約の義務もしくは規定に対する共同経営者による厳格な準拠を主張することに関して、Talk Fusionによるかかる行使あるいは主張の不履行、更に本契約の規定に反している当事者らの慣行あるいは実務は、本契約に対する正確な準拠を要請するTalk Fusionの権利放棄を構成しないものとします。Talk Fusionによる権利放棄は、本件の企業の公認の職員による書面によって効力が生じるに過ぎないものとします。共同経営者による特別な違反に関するTalk Fusionの権利放棄は、何らかの以降の違反に関するTalk Fusionの権利に影響を及ぼさない、あるいは危害を及ぼさないものとします。更に、かかる権利放棄は、いかなる方法であっても、他の共同経営者の権利または義務に対して影響を及ぼさないものとします。違反から生じた何らかの権利の行使に関して、Talk Fusionによるかかる行使の遅延または不作為は、以降の違反に関するTalk Fusionの権利に影響を及ぼさない、あるいは危害を及ぼさないものとします。

Talk Fusionに対する共同経営者の何らかの請求あるいは訴因の実在は、本契約の契約条件または規定に関するTalk Fusionの強制執行に対する抗弁を構成しないものとします。

第2部 - 共同経営者への変容

第2条　第1項 - 共同経営者になる要件

Talk Fusionの共同経営者になることを目的として、各申請者は：

- 各申請者の居住国において成年でなければならないものとします。
- 有効な政府の身分証明カードを保持しなければならないものとします（インドの場合 - 登録認証用紙上に記載されている追加的な必要書類のリストを参照してください）。
- 独立アソシエイト費用＄39USドル（一支払限り、払戻無し）を支払う
- 適切に記入された共同経営者に関する申請および契約をTalk Fusionに対して提出しなければならないものとします。

第2条　第2項 - 製品の購入

共同経営者らは、補償制度に加入するためにTalk Fusionの製品もしくはサービスを購入することを要請されないものとします。一支払限りの独立アソシエイト費用$39USドル(払戻無し)が発生します。トークフュージョンの製品及びビジネス機会を共有し、世界初インスタントペイ報酬プランに参加することができます。リアルタイムのバックオフィス、リアルタイム情報収集、マーケティングウェブサイトなどのサービスも含まれます。

第2条　第3項 - 共同経営者の利得

共同経営者に関する申請ならびに契約がTalk Fusionによって受け入れられる際、当該補償制度の利得ならびに本件の共同経営者に関する契約は、即時に新しい共同経営者に対して利用可能な状態にされるものとします。これらの利得は、下記の権利を含むものとします。

- Talk Fusionの製品ならびにサービスを販売する権利；
- Talk Fusionの補償制度に加入する（資格を有する場合、賞与ならびに報酬を受領する）権利；
- Talk Fusionの事業活動に対する顧客あるいは共同経営者として他の個人らに対して資金援助する権利、更に、市場売買の組織を確立し、Talk Fusionに関する補償制度を通じて進展する権利；
- Talk Fusionに関する定期的な出版物、およびTalk Fusionに関する他の連絡等を受理する権利；
- 該当する場合、適切な料金の支払いの時点において、Talk Fusionによって資金援助されるサポート、サービス、養成、動機付け、承認に関する会合に参加する権利；更に
- 共同経営者らに対してTalk Fusionによって資金援助される販売促進的および奨励的なコンテストおよびプログラムに対して参加する権利

第2条　第4項 - Talk Fusionに関する貴方様の事業活動の期間および更新

本件のアソシエートに関する契約の期間は、Talk Fusionによる受諾日から1年間に亘る期間であるものとします。毎月支払われるべき月間ストーレージプラン料金は全ての国に該当し、本項にて定義します。

第2条　第5項目　Talk Fusionのビジネスのための、月間ストーレージプラン料金または前払／全額一括支払オプション

商品を購入したアソシエートと顧客は、すべての国において月間ストーレージプラン料金をお支払いください。これは エグゼキュティブ、エリート および プロパックの場合、最低35米ドル（販売ボリューム20）です。

注意：アソシエート及び顧客は月々の料金を、前払いまたは全額支払いのどちらかを選ぶ事ができます。その場合月間ストーレージプランが20%の割引となります。前払い及び全額支払いの場合、キャンセルできない可能性があり、また支払われた額が返金されないこともあります。商品パッケージと共に購入し、購入日から3日以内にキャンセルした場合はその限りではありません。

第3部 - Talk Fusionの事業活動の運営

第3条　第1項 - Talk Fusionに関する補償制度に対する厳格な準拠

共同経営者らは、正式なTalk Fusionの出版物の中で規定されるようなTalk Fusionに関する補償制度の契約条件に対して厳格に準拠しなければならないものとします。共同経営者らは、正式なTalk Fusionの出版物の中で特別に規定されている事項を除き、他のシステム、プログラムまたは市場売買の方法を通じて、あるいはこれらと組み合わせてTalk Fusionの機会を提供してはならないものとします。共同経営者らは、正式なTalk Fusionの出版物の中で規定されるプログラムとは異なる何らかの方法によって、Talk Fusionに参与することを現在あるいは将来における他の顧客あるいは共同経営者らに対して要請してはならない、あるいは助長してはならないものとします。共同経営者らは、Talk Fusionの共同経営者になることを目的として、正式なTalk Fusionの合意書あるいは契約以外の何らかの合意書または契約を作成することを現在あるいは将来における他の顧客あるいは共同経営者らに対して要請してはならない、あるいは助長してはならないものとします。同様に、共同経営者らは、正式なTalk Fusionの出版物の中で推奨あるいは要請されるような確認済みの購入あるいは支払いを除き、Talk Fusionに関する補償制度に加入することを目的として、個人あるいは他の法主体から購入する、もしくは彼らに対して支払いを行うことを現在あるいは将来における他の顧客あるいは共同経営者らに対して要請してはならない、あるいは助長してはならないものとします。

第3条　第2項 - 広告

第3条　第2項の1 - 一般原則

全ての共同経営者らは、Talk Fusionならびにその製品に関する良好な評判を保護および助長するものとします。Talk Fusion, Talk Fusionの機会、補償制度、Talk Fusionについての製品およびサービスに関する市場売買および販売促進は、公益と首尾一貫するとともに、あらゆる不作法的、詐欺的、虚偽的、非倫理的かつ不道徳的な行為または実務を回避しなければならないものとします。

製品ならびにサービスのみならず、Talk Fusionによって提供される多大な機会を促進することを目的として、共同経営者らは、販売の補助品、およびTalk Fusionによって作成されるサポートに関する資料、もしくはTalk Fusionの法令準拠部門からの事前の書面による承認を受理した資料を利用することができるに過ぎないものとします。

Talk Fusionの共同経営者らは、他のTalk Fusionの共同経営者らに対して販売の補助品を売却することができないものとします。それ故、販売の補助品の作成に関して、Talk Fusionからの認可を受理する共同経営者らは、かかる販売の補助品を他の共同経営者に対して無料で利用可能な状態にすることができるものとしますが、他のTalk Fusionの共同経営者に対してかかる販売の補助品を売却することができないものとします。

第3条　第2項の2 - 共同経営者のウェブサイト

共同経営者が、共同経営者の事業活動を販売促進するためにインターネット上のウェブページを活用することについて希望する場合、共同経営者は正式なTalk Fusionの複製されたウェブサイトを通じてのみ行うことができるものとします。

第3条　第2項の3 - ドメインネーム

共同経営者らは、インターネットのドメインネームを目的として、Talk Fusionの商号、登録商標、サービス名、サービスマーク、製品の名称、企業の名称あるいはそれらの派生物を利用することができない、あるいはそれらの登録を試みることができないものとします。

第3条　第2項の4 - 登録商標ならびに著作権

Talk Fusionは、事前の書面による許可なしで、個人（Talk Fusionの共同経営者を含みます）による商号、登録商標、設計あるい

は記号の利用を許可しないものとします。共同経営者らは、Talk Fusionによる書面での許可なしで、販売もしくは配給を目的として、企業に関する何らかの行事および会話の記録を作成することができないものとします。更に、共同経営者らは、販売もしくは配給を目的として、本件の企業によって作成されたオーディオもしくはビデオテープによる発表の記録を複製することができないものとします。

第3条　第2項の5 - メディアおよびメディアによる調査

共同経営者らは、Talk Fusion, その製品あるいはサービス、独立したTalk Fusionに関する事業活動についてメディアの調査に対応することを試みてはならないものとします。あらゆる種類のメディアによる調査は、即時にTalk Fusionの市場売買部門に対して参照されなければならないものとします。本件の方針は、正確かつ首尾一貫した情報が一般大衆に対して提供されるのみならず、適切な世間体に対して提供されることを確保するために意図されるものとします。

第3条　第2項の6 - 未承諾の電子メール

Talk Fusionは、未承諾の商業用電子メールが適用される法律および規制に対して厳格に準拠しない限り、かかる未承諾の商業用電子メールを送信することを共同経営者らに対して許可しないものとします。ここにおける法律および規制には、連邦スパム対策法が含まれますが、これに限定されないものとします。共同経営者によって送信されるとともに、Talk Fusion, Talk Fusionの機会もしくはTalk Fusionに関する製品およびサービスを販売促進する電子メールは、下記の事項に従わなければならないものとします。

- 送信者に対する機能的な返信用電子メールアドレスが実在しなければならないものとします。
- 電子メールによる通告が実在しなければならないものとします。かかる通告は、将来の電子メールでの勧誘あるいは書簡が、受信者に対して送付されないことを要請するために（機能的な「意図的な拒否」の通告）、機能的な返信用電子メールアドレスを通じて、受信者が電子メールに対して返答できるように受信者に対して助言を与えるものとします。
- アソシエイトからのEメールを受信希望するすべての受信者は、二段階のプロセスで確認を行わなければなりません（ダブルオプトイン）
- 本件の電子メールは、メッセージが広告あるいは勧誘であることを明確かつ顕著に開示しなければならないものとします。
- 詐欺的な件名の利用および/あるいは虚偽的なヘッダー情報の利用は禁止されるものとします。
- 電子メールあるいは通常の郵送によって受理されるかどうかにかかわらず、あらゆる意図的な拒否の要請は受け入れられなければならないものとします。共同経営者が電子メールの受信者から意図的な拒否の要請を受ける場合、当該共同経営者は本件の企業に対して意図的な拒否の要請を転送しなければならないものとします。

第3条　第2項の7 - 未承諾のファクス

この条項の中において規定される場合を除き、共同経営者らは、未承諾のファクスを利用あるいは送信することができない、もしくはTalk Fusionに関する事業の運用に関連した自動電話ダイヤルシステムを利用することができないものとします。「自動電話ダイヤルシステム」という用語は、(a) ランダムあるいは連続の番号発生器を利用することにより、呼び出される電話番号を保存あるいは作成する性能、更に (b) かかる番号にダイヤルを回す性能を伴う機器を意味するものとします。「未承諾のファクス」という用語は、電話式ファクスもしくは電子メールを通じて、Talk Fusion, その製品、補償制度もしくは個人に対して送信される本件の企業の他の特徴を宣伝あるいは販売促進する何らかの資料あるいは情報の送信を個別的に意味するものとします。但し、これらの用語が、(a) 個人の事前の明示的な招待あるいは許可を伴う個人に対するファクスあるいは電子メール、もしくは (b) 共同経営者が確立された商業的かつ個人的な関係を有する個人に対するファクスあるいは電子メールを含まない場合を除くものとします。「確立された商業的あるいは個人的な関係」という用語は、(a) かかる共同経営者によって提供される製品に関して、個人による調査、申請、購入あるいは商取引、もしくは (b) 関係がいずれかの当事者によって事前に終了されていないような個人的あるいは家族的な関係に基づいて、共同経営者ならびに個人の間における任意的な双方の情報伝達によって確立される事前かつ現在の関係を意味するものとします。

第3条　第3項 - 賞与の購入に関する禁止

賞与の購入は、厳格かつ絶対に禁止されるものとします。「賞与の購入」は、(a) かかる個人あるいは法主体による独立共同経営者に関する申請ならびに契約の認識および/あるいは作成なしでの個人あるいは法主体の登録、(b) 共同経営者あるいは顧客としての個人または法主体の詐欺的な登録、(c) 共同経営者あるいは顧客として実在しない個人または法主体（以下「実体のない事物」と呼称します）の登録、あるいはその登録の試み、(d) 報酬もしくは賞与に対して資格を有する目的として、他の共同経営者あるいは顧客の代わりとして、もしくは他の共同経営者または顧客の身分証明書の番号に基づいてTalk Fusionのサービスを購入すること、(e) 合理的に利用されない過剰な量のサービスを購入すること、(f) エンドユーザーの消費者らによる善良な製品あるいはサービスの購入によって促進されない地位の昇格、奨励、賞品、報酬または賞与に対して資格を有することを目的とした何らかの他の機構または手段を含むものとします。

第3条　第4項 - 資金援助者の変更

共同経営者は、Talk Fusionの事業活動を任意的に取り消すことにより、更に6カ月間に亘り継続的に活動しないことにより（すなわち、転売を目的としたTalk Fusionの製品の購入不可、Talk Fusionの製品の販売不可、資金援助の不可、Talk Fusionの会合に対する参与の不可、他の形式の共同経営者の活動に対する参与の不可、もしくは他のTalk Fusionの事業活動の運用不可）、組織を合法的に変更することができるに過ぎないものとします。活動停止から6カ月後、以前の共同経営者は新しい資金援助者の下で再び申請することができるものとします。

第3条　第5項 - 不正な請求ならびに活動

第3条　第5項の1 - 補償

共同経営者は、口頭および書面によるかどうかにかかわらず、正式なTalk Fusionの資料の中に明示的に記載されていないTalk Fusionの製品、サービスおよび補償制度に関して作成された声明に対して完全に責任を負担するものとします。共同経営者らは、共同経営者の不正な表明あるいは活動の結果としてTalk Fusionが受けた判決、民事上の罰則、返金、弁護士費用、裁判費用、事業の喪失など、あらゆる責務に関してTalk FusionおよびTalk Fusionの取締役ら、職員ら、従業員および代理人らに補償するとともに、彼らが損害を被らないように保護することについて合意するものとします。この規定は、本件の共同経営者に関する契約の終了の以降であっても存続するものとします。

第3条　第5項の2 - 所得の請求

将来における共同経営者らの登録に対する希望において、何人かの共同経営者は、ネットワークの市場売買に関する固有権を例証することを目的として、しばしば所得の請求あるいは収入の表明を行うことについて希望しています。しかしながら、これは逆効果を生ずるものとします。その根拠は、新しい共同経営者らの業績が他の共同経営者によって達成された業績のように広域かつ迅速ではない場合、かかる共同経営者が即時に失望するからです。Talk Fusionにおいて、弊社は、他の個人らの収入を報告することなく、Talk Fusionの潜在的な所得が十分かつ極めて魅力的であることについて明確に考慮するものとします。

これに加えて、連邦取引委員会ならびに幾つかの国々および州等は、ネットワークの市場売買に従事している個人によって作成される一定の種類の所得の請求および証明を制限あるいは禁止する法律または規制を有するものとします。共同経営者らが、共同経営者あるいは他の個人の収入を開示することが有効であると判断する可能性がある一方で、法律によって要請される適切な開示が、当時において所得の請求あるいは収入の表明を伴って行われない限り、かかるアプローチは、Talk Fusionのみならず、請求を行う共同経営者に対しても消極的に影響を及ぼす法律上の結果を有するものとします。Talk Fusionの共同経営者らが、所得の請求を行うことを目的とした法律上の要件に従うために必要であるデータを有さないという理由から、将来における共同経営者に対するTalk Fusionの機会あるいは補償制度を表明あるいは議論する際、共同経営者は所得の予測、所得の請求を行うことができないとともに、Talk Fusionの所得を開示することができないものとします（銀行取引明細書あるいは租税に関する記録の表示が含まれます）。

第3条　第6項 - 展示会、展覧会および他の販売フォーラム

共同経営者らは、展示会ならびに専門的な展覧会においてTalk Fusionに関する製品あるいはサービスを展示および/あるいは販売することができるものとします。Talk Fusionの契約は Talk Fusionのビジネスひとつひとつについて結ばれます。デポジットをイベントプロモーターに送る前に、アソシエートは support@talkfusion.comにEメールを書き、文書で条件の承認を要請してください。この理由は、Talk Fusionの方針によって、1回のイベントにつき1回のTalk Businessの事業活動のみが認可されているからです。最終的な承認は、イベントに関する正式な広告、当該共同経営者のみならずイベント主催者によっても署名された契約の複写、更にブースに対する保証金が支払われたことを表示する受領書を提出する最初の共同経営者に対して付与されるものとします。この先のイベントに参加したい場合も support@talkfusion.comまでEメールでお申し込みください。将来におけるイベントに参加する何らかの要請は、市場売買部門に対して再び提出されなければならないものとします。更に、Talk Fusionは、製品、サービスあるいはTalk Fusionの機会の販売促進を目的とした適切なフォーラムではないとTalk Fusionによって判断される会合に対して参加する許可を拒否する権利を留保するものとします。承認は、不要品交換会、ガレージ・セール、フリー・マーケットあるいは農産物の直売所に対して付与されないものとします。この理由は、これらのイベントが、Talk Fusionによって表現されることが希望される専門的なイメージを助長しないからです。

第3条　第7項 - 利害関係の衝突

第3条　第7項の1 - 勧誘禁止

Talk Fusionの共同経営者らは、他の複数のレベルあるいはネットワークの市場売買に関するビジネス・ベンチャーまたは市場売買に関する機会（以下「ネットワークの市場売買」と総称します）に対して自由に参加できるものとします。しかしながら、本契

約の期間に亘り、共同経営者らは、直接的もしくは間接的であるかどうかにかかわらず、他のネットワークの市場売買に関する事業活動を目的として、他のTalk Fusionの共同経営者あるいは顧客らを採用することができないものとします。共同経営者による独立共同経営者に関する契約の取り消しの後、更にその取り消し後の6カ月間に亘り、以前の共同経営者によって個人的に資金援助された共同経営者の例外事項を伴い、以前の共同経営者は、他のネットワークの市場売買に関する事業活動を目的として、Talk Fusionの共同経営者あるいは顧客らを採用することができないものとします。共同経営者ならびに本件の企業は、ネットワークの市場売買が合衆国全土ならびに世界中に分散している請負業者らのネットワークを通じて実施されているという理由から、更に業務活動が一般にインターネットおよび電話を通じて行われているという理由から、勧誘禁止の規定の地理的な範囲を狭く限定する活動は、全く無効である可能性があることについて承認するものとします。従って、共同経営者ならびにTalk Fusionは、勧誘禁止の規定が、Talk Fusionによって業務が実施されている全ての市場に対して適用されることについて合意するものとします。

第3条　第7項の2 - 競合商品あるいはサービスに関する販売

共同経営者らは、Talk Fusionではない競合的なプログラム、製品あるいはサービスをTalk Fusionの顧客あるいは共同経営者らに対して販売してはならない、もしくはその販売を試みてはならないものとします。Talk Fusionの製品あるいはサービスと同一の包括的な部類における何らかのプログラム、製品もしくはサービスは、費用、品質または他の特徴的な要因における相異にもかかわらず、競合的であると判断されるものとします。

第3条　第7項の3 - 他の直接販売に関するプログラムへの共同経営者の参加

共同経営者がTalk Fusionではない他の直接販売に関するプログラムに従事する場合、Talk Fusionの事業が、他のプログラムとは全く分離されているとともに、かかるプログラムを除いて運用されているということを確保することは、当該共同経営者の義務であるものとします。この目的を達成するために、下記の事項が厳格に準拠されなければならないものとします。

- 共同経営者らは、Talk Fusionではない何らかの販売促進用の資料、販売の補助品、製品またはサービスを伴い、Talk Fusionの販売促進用の資料、販売の補助品、製品またはサービスを展示してはならないものとします。あるいは、共同経営者らは、Talk Fusionではない何らかの販売促進用の資料、販売の補助品、製品またはサービスと同一の場所において、Talk Fusionの販売促進用の資料、販売の補助品、製品またはサービスを展示してはならないものとします。
- 共同経営者らは、Talk Fusionではない何らかのプログラム、機会、製品あるいはサービスと併用してTalk Fusionの機会、製品あるいはサービスを将来あるいは現在における顧客または共同経営者らに対して提供してはならないものとします。
- 共同経営者らは、Talk Fusionに関連した協議、専門家会議あるいは協議会においてTalk Fusionではない機会、製品、サービスを提供することができないものとします。もしくは、共同経営者らは、Talk Fusionのイベントから2時間以内において、更にかかるイベントの場所から半径5マイル以内において、Talk Fusionではない機会、製品、サービスを提供することができないものとします。Talk Fusionの協議が電話あるいはインターネットによって実施される場合、Talk Fusionではない協議は、かかるTalk Fusionの協議から少なくとも2時間前、もしくは2時間後に実施されなければならないとともに、Talk Fusionの協議とは異なる会議の電話番号あるいはインターネットウェブアドレスに基づいて実施されなければならないものとします。

第3条　第7項の4 - 下層部の活動（系図）に関する報告

下層部の活動に関する報告は、正式な事務管理部門における共同経営者のアクセスに対して利用されるものとします。下層部の活動に関する報告に対する共同経営者のアクセスは、パスワードによって保護されるものとします。本契約に含まれている全ての下層部の活動に関する報告および情報は機密であるとともに、Talk Fusionに帰属している財産価値を有した情報および営業上の企業秘密を構成するものとします。下層部の活動に関する報告は、最も厳格な機密保持によって共同経営者らに対して提供されるとともに、Talk Fusionの事業の開発における個別的な下層部の組織との業務において、共同経営者らを援助する単独的な目的として共同経営者らに対して利用されるものとします。共同経営者らは、下層部の共同経営者らを援助する、動機付ける、および養成するために下層部の活動に関する報告を利用しなければならないものとします。共同経営者およびTalk Fusionは、機密保持ならびに非公開の契約がない場合、Talk Fusionが共同経営者に対して下層部の活動に関する報告を提供できない可能性があることについて合意するものとします。共同経営者は、共同経営者自身の代わりとして、もしくは他の個人、パートナーシップ、組合、法人あるいは他の法主体の代わりとして、

- 直接的あるいは間接的であるかどうかにかかわらず、下層部の活動に関する報告の中に含まれた何らかの情報を第3者に対して開示してはならないものとします。
- 直接的あるいは間接的であるかどうかにかかわらず、共同経営者の下層部の活動に関する報告に対してパスワードもしくは他のアクセスコードを開示してはならないものとします。
- Talk Fusionと競合することを目的として、あるいはTalk Fusionの事業活動の促進以外の目的として、いかなる情報も利用してはならないものとします。
- 報告の中に記載されているTalk Fusionの共同経営者あるいは顧客を採用または勧誘してはならない、もしくは何らかの方法によって、Talk Fusionの共同経営者あるいは優先顧客に対して影響を与える、もしくは勧誘することを試みてはならない、

あるいはTalk Fusionとの商業上の関係を変更することを試みてはならないものとします。あるいは
- 下層部の活動に関する報告の中に含まれた何らかの情報を利用してはならないとともに、個人、パートナーシップ、組合、法人あるいは他の法主体に対して開示してはならないものとします。

本件の企業による要請に従い、現在あるいは以前の共同経営者は、下層部の活動に関する報告の原本および全ての複写を本件の企業に対して返却するものとします。

第3条　第8項 - 他の直接販売業者に対する目標

Talk Fusionは、Talk Fusionの製品を販売するために、あるいはTalk Fusionの共同経営者になるために、他の直接販売会社の販売員を特別かつ故意に目標にする共同経営者を許可しないものとします。更に、Talk Fusionは、他の会社との契約の条件に違反することを目的として、他の直接販売会社の販売員に対する共同経営者の勧誘あるいは誘惑を許可しないものとします。共同経営者らが、かかる活動に従事する場合、共同経営者らは他の直接販売会社によって訴訟を提起される危険を負担するものとします。共同経営者が販売員または顧客らに関する不適切な採用活動に従事していることについて主張することにより、何らかの訴訟、仲裁裁判または調停が共同経営者に対して提起される場合、Talk Fusionは、共同経営者の抗弁の費用あるいは訴訟費用を支払わないとともに、何らかの判決、裁定または和解のために当該共同経営者に補償しないものとします。

第3条　第9項 - 相互的資金援助

実際的な相互的資金援助もしくはその試みは、厳格に禁止されるものとします。「相互的資金援助」とは、異なる系列の資金援助の範囲内において、Talk Fusionに対して記録された現在の顧客あるいは共同経営者に関する契約を既に保有している個人もしくは法主体の登録、あるいは過去6カ月間に亘り、かかる契約を有した個人もしくは法主体の登録として定義されるものとします。本件の方針を回避することを目的として、配偶者、親戚の名義、商号、他の当事者の名義、仮定の名称、法人、パートナーシップ、信託、連邦の身分証明の番号または架空の身分証明の番号等を利用することは禁止されるものとします。共同経営者らは、最初の共同経営者の市場売買の組織の一部になるために他の共同経営者を勧誘する試みにおいて、他のTalk Fusionの共同経営者らを陥れない、彼らの信用を損なわない、もしくは中傷しないものとします。本件の方針によって、第3条の第4項に従ってTalk Fusionの事業の譲渡は禁止されないものとします。

相互的資金援助が発見される場合、かかる相互的資金援助は当該企業の注目に対して即時に提示されなければならないものとします。Talk Fusionは、組織を変更した共同経営者、および/あるいは相互的資金援助を助長した、あるいはかかる資金援助に参加した共同経営者らに対して懲戒処分を下すことができるものとします。更に、本件の企業によって公平かつ適切であると判断される場合、Talk Fusionは、違反している共同経営者の下層部の全部あるいは一部をその最初の下層部の組織に対して移転することができるものとします。しかしながら、Talk Fusionは、相互的資金援助を受けた共同経営者の下層部の組織の移転に関して、かかる移転に対していかなる責任も負担しないものとします。更に、かかる組織の最終的な処分は、継続的にTalk Fusionの単独的な自由裁量の範囲内であるものとします。共同経営者らは、相互的資金援助を受けた共同経営者の下層部の組織の処分から生じた、あるいはかかる処分に関連したTalk Fusionに対する全ての請求ならびに訴因を放棄するものとします。

第3条　第10項 - 誤りまたは質疑

共同経営者が報酬、賞与、下層部の活動に関する報告または料金について質疑がある場合、もしくは上記の事項に関して何らかの誤りが犯されたと判断する場合、共同経営者は、問題となっている意図的な誤りまたは事故の日から60日以内において、Talk Fusionに対して書面でその旨を通告しなければならないものとします。Talk Fusionは、60日以内において当該企業に対して報告されていない何らかの誤り、不作為または問題に対して責任を負担しないものとします。

第3条　第11項 - 政府の承認あるいは保証

国際、連邦あるいは州の監督機関または職員らは、何らかの直接販売あるいはネットワークの市場売買に関する企業またはプログラムを承認あるいは保証しないものとします。従って、共同経営者らは、Talk Fusionまたはその補償制度が何らかの行政機関によって「承認」、「保証」または認可されていることを表明あるいは黙示してはならないものとします。

第3条　第12項 - 身分証明

全ての共同経営者らは、共同経営者に関する申請および契約において、Talk Fusionに対して政府の身分証明番号を提供することを要請されるものとします。インドにおける共同経営者らは、基本税務番号に関する認証番号を提供しなければならないものとします。登録の時点において、Talk Fusionは当該共同経営者に対して独特な共同経営者の身分証明番号を提供するものとします。かかる身分証明番号により、共同経営者の身分が識別されるものとします。この番号は、発注を目的として、更に報酬ならびに賞与の追跡を目的として利用されるものとします。

第3条　第13項 - 所得税

各共同経営者は、独立共同経営者として生じた何らかの所得に対して地方、州ならびに連邦の税金を支払う責任を負担するものとします。Talk Fusionの事業活動が免税である場合、連邦税の認証番号がTalk Fusionに対して提供されなければならないものとします。毎年、Talk Fusionは、1）以前の年に600ドルを上回る所得を有した、もしくは2）以前の年に5000ドルを上回る購入を行った各合衆国居住者に対して国税庁に関する用紙である1099MISC（非従業員の報酬）の損益計算書を提供するものとします。

インドにおける共同経営者あるいは法主体によって行われる全ての種類の支払いに関して、あるいは彼らに対して支払われる全ての種類の支払金に関して、源泉徴収税は所定の割合に基づいて控除されるものとします。

第3条　第14項 - 請負業者の地位

共同経営者らは請負業者に相当するとともに、フランチャイズあるいは事業の機会の購入者ではないものとします。Talk Fusionおよび共同経営者の間における契約は、当該企業および共同経営者の間において雇用者/従業員の関係、代理、パートナーシップまたはジョイントベンチャーを確立しないものとします。共同経営者らは、共同経営者のサービスもしくは連邦または州の税金の目的のために、従業員として取り扱われてはならないものとします。あらゆる共同経営者らは、本件の企業の共同経営者として取得した全ての報酬から支払われるべき地方、州および連邦の税金を支払う責任を負担するものとします。当該共同経営者は、何らかの責務を当該企業に対して拘束する（明示的あるいは黙示的な）権限を有さないものとします。各共同経営者は、各共同経営者が共同経営者に関する契約、これらの方針および手続き、適用法令の契約条件に対して準拠している限り、各共同経営者の販売の目的、時間および方法を確立するものとします。

Talk Fusionの名称、およびTalk Fusionによって採用される可能性がある他の名称は、Talk Fusionに関する財産価値を有した商号、登録商標およびサービスマークに相当するものとします。従って、かかるマークはTalk Fusionに対して極めて重要な価値を有しているとともに、明示的に認可された方法において、これらの使用目的に限定して当該共同経営者に対して提供されるものとします。当該企業によって製造されていない何らかの品目に対するTalk Fusionの名称の利用は、下記の場合を除き、禁止されるものとします。

共同経営者の名称
Talk Fusionの独立共同経営者

全ての共同経営者は、電話帳のホワイトページまたはイエローページの中で自身の名義に基づいて「Talk Fusionの独立共同経営者」として共同経営者自身を掲載することができるものとします。共同経営者は、電話帳にTalk Fusionの名称あるいはロゴを利用した宣伝を表示することができないものとします。更に、共同経営者らは、「Talk Fusion」、「Talk Fusion Incorporated」と言及することによって、もしくは発信者がTalk Fusionの法人事務所に電話したと信じ込ませるような他の方法によって電話に対応することができないものとします。

第3条　第15項 - 保険

貴方様は、事業活動に対する保険担保を準備することができます。貴方様の住宅所有者の保険証券は、事業活動に関連した損傷、または在庫品あるいは業務機器の窃盗またはそれらに対する損害を補償範囲に含んでいないものとします。企業資産が保護されることを確認するために、保険代理業者に連絡しなければならないものとします。これは、現在の自宅所有者の保険証書に添付されている「事業」の簡易保証によってしばしば達成されるものとします。

第3条　第16項 - 法律ならびに法規に対する厳格な準拠

共同経営者らは、営業活動において国際、連邦、州および地方に関する全ての法律ならびに規制に準拠するものとします。多数の都市、郡および国々は、自宅を本拠とした一定の事業活動を規制する法律を有するものとします。殆どの場合、これらの法規は、事業活動の本質のために共同経営者に対して適用されないものとします。しかしながら、共同経営者らは、かかる共同経営者らに対して適用される法律に従わなければならいものとします。法規が共同経営者に対して適用されるということが町または郡の職員によって共同経営者に対して通告される場合、当該共同経営者は丁寧かつ協力的になるとともに、Talk Fusionの法令準拠部門に対してかかる法規の複写を即時に送付するものとします。殆どの場合、Talk Fusionの共同経営者に対して適用される可能性がある法規に対しての例外事項が存在するものとします。

決定的に重要な法律上かつ租税上の考慮のために、Talk Fusionは、製品の販売および弊社の事業の機会に関する発表等が合法的に開始される可能性がある司法管轄区の範囲内において、製品の販売および弊社の事業の機会に関する発表等を将来の顧客ならびに共同経営者に対して限定しなければならないものとします。従って、貴方様は、Talk Fusionによって事業活動が正

式に開始されていない国または領域においてTalk Fusionの製品を販売または市場売買することができない、もしくは事業の機会を促進することができないものとします。貴方様が販売することができる国について何か質疑がありましたら、support@talkfusion.comに連絡してください。

第3条　第17項 - 未成年者

居住国において未成年者として認識される個人は、Talk Fusionの共同経営者になることができないことが想定されます。共同経営者らは、Talk Fusionのプログラムに対して未成年者を登録または採用してはならないものとします。

第3条　第18項 - 家族または提携した個人らの活動

共同経営者の直接の世帯の構成員が、何らかの活動、すなわち、共同経営者によって履行される場合、本契約の規定に違反する可能性があるような何らかの活動に従事する場合、かかる活動は、当該共同経営者による違反として見なされるものとします。更に、Talk Fusionは、本件の方針ならびに手続きに関する声明に従い、当該共同経営者に対して懲戒処分を下すことができるものとします。同様に、何らかの点において法人、パートナーシップ、信託または他の法主体と提携する個人（以下「提携した個人」と総称します）が本契約に違反する場合、かかる活動（等）は当該法主体による違反として見なされるものとします。更に、Talk Fusionは当該法主体に対して懲戒処分を下すことができるものとします。

第3条　第19項 - Talk Fusionの事業に関する売却、譲渡あるいは移譲

Talk Fusionの事業は民間で所有される事業であるとともに、独立して運用される事業に相当しますが、Talk Fusionの事業に関する売却、譲渡または移譲は一定の制限に服するものとします。共同経営者がTalk Fusionの事業の売却を希望している場合、下記の基準が満たされなければならないものとします。

- 資金援助に関する現在の経路の保護は、常に維持されなければならないものとします。その結果として、Talk Fusionの事業は、本件の資金援助の経路において継続的に運用されるものとします。
- 本件の購入者または譲受人は、資格を有したTalk Fusionの共同経営者にならなければならないものとします。本件の購入者が活動中のTalk Fusionの共同経営者に相当する場合、本件の購入者は、Talk Fusionの事業を最初に終了しなければならないとともに、Talk Fusionの新しい事業における権益を取得する以前において6カ月間に亘り待機しなければならないものとします。
- 売却、譲渡または移譲がTalk Fusionによって最終的に決定され、承認される以前において、売却を行う共同経営者がTalk Fusionに対して負担する債務が弁済されなければならないものとします。
- 売却を行う共同経営者は、Talk Fusionの事業を売却、譲渡または移譲する資格を有するために、良好な信用の状態でなければならないとともに、本契約の契約条件に違反してはならないものとします。

Talk Fusionの事業の売却の以前において、売却を行う共同経営者は、Talk Fusionの事業を売却する意図についてTalk Fusionの市場売買部門に対して通告しなければならないものとします。資金援助の経路における変更は、Talk Fusionの事業に関する売却または譲渡から生じないものとします。共同経営者は、個別的な事業センターを売却、譲渡あるいは移譲することができないものとします。事業が売却、譲渡もしくは移譲される場合、あらゆる事業センターは商取引の中に含まれなければならないものとします。

第3条　第20項 - Talk Fusionの事業に関する分離

Talk Fusionの共同経営者らは、夫婦のパートナーシップ、正規のパートナーシップ、法人または信託としてTalk Fusionの事業をしばしば運用するものとします。婚姻が離婚によって終了する可能性がある時期において、あるいは法人、パートナーシップもしくは信託（後の3つの法主体は「法主体ら」と総称されます。）が解散する可能性がある時期において、当該事業の分離あるいは分立が、資金援助の上層または下層の経路において他の事業の権益ならびに収益に対して不利に影響を及ぼさないようにすることを目的として達成されることを確保するために、何らかの準備が行われなければならないものとします。分離を行う当事者らが、時宜的な方法によって他の共同経営者および当該企業の最善の利益を提供することを怠る場合、Talk Fusionは本件の共同経営者に関する契約を強制的に終了するものとします。

離婚あるいは法主体の解散手続きの期間において、当事者らは下記の運用方法の中の1つを採用しなければならないものとします。

第3条　第20項の1 - 当事者らの中の1人の当事者は、他の当事者（ら）の同意を伴い、書面での移譲に従い、Talk Fusionの事業を運用することができるものとします。これにより、権利放棄する配偶者、株主、パートナーまたは受託者らは、他の配偶者あるいは権利放棄しない株主、パートナーまたは受託者を直接的かつ単独的に取り扱うことをTalk Fusionに対して認可するものとします。

第3条　第20項の2 - 当事者らは、「業務平常通り」の基準に基づいてTalk Fusionの事業を連帯して継続的に運用することができるものとします。その後、Talk Fusionによって支払われた全ての報酬は、離婚の申立てまたは解散手続きの以前において実在したそのままの状態に従って支払われるものとします。当事者らが上記に規定された様式に合意しない場合、これは債務不履行の手続きであるものとします。

いかなる場合であっても、配偶者との離婚あるいは事業の法主体の解散に関する下層部の組織は分離されないものとします。同様に、いかなる場合であっても、Talk Fusionは、離婚する配偶者または解散する法主体の構成員の間で報酬を分割しないものとします。Talk Fusionは、1つの下層部の組織のみを承認するとともに、Talk Fusionの事業につき、あるいは報酬の周期につき、1回の報酬を発行するものとします。報酬は、同一の個人あるいは法主体に対して常に発行されるものとします。離婚または解散の手続きに対する当事者らが、当該企業によって決定されるような時宜的な方法によって報酬の処分、事業の所有権に関する争議を解決することができない場合、本件の共同経営者に関する契約は強制的に取り消されるものとします。

以前の配偶者が、離婚に従い最初のTalk Fusionの事業における全ての権利を完全に放棄した場合、以前の配偶者は、以降において6カ月の期間に亘り待機することなく、以前の配偶者によって選択された資金援助者に基づいて自由に登録できるものとします。事業の法主体が解散する場合、事業において権益を保有しない以前のパートナー、株主、会員、または他の法主体の関連会社は、共同経営者として再登録する以前において最終的な解散日から6カ月間に亘り待機しなければならないものとします。しかしながら、いずれの場合においても、以前の配偶者あるいは事業の関連会社は、以前の組織における共同経営者ら、または以前の小売業者の顧客に対していかなる権利も有さないものとします。上記の当事者らは、他の新しい共同経営者が開発するような同様の方法によって、新しい事業を開発しなければならないものとします。

第3条　第21項 - 資金援助

良好な信用の状態における全ての活動中の共同経営者らは、他の個人らに対して資金援助するとともに、Talk Fusionに対して他の個人らを登録する権利を有するものとします。将来における各顧客または各共同経営者は、各資金援助者を選択する最終的な権利を有するものとします。2人の共同経営者らが、同一の新しい共同経営者または顧客の資金援助者であると主張する場合、当該企業は、当該企業によって受領される最初の申請を支配的な申請として判断するものとします。

第3条　第22項 - 相続

共同経営者の死亡あるいは法的能力の喪失の時点において、共同経営者の事業は、その相続人に対して譲渡される可能性があるものとします。適切な法律文書は、かかる譲渡が妥当であることを確保するために、当該企業に対して提出されなければならないものとします。従って、共同経営者は、遺言または他の遺言に関する法律文書の準備において共同経営者を支援するために弁護士に助言を求めなければならないものとします。Talk Fusionの事業が遺言または他の遺言に関する法律文書の手続きによって譲渡される場合、当該受益者は、死亡した共同経営者の市場売買の組織に関する全ての賞与および報酬を収集する権利を取得するものとします。但し、下記の資格が満たされなければならないものとします。つまり、相続人（ら）/受取人は：

共同経営者に関する契約を作成しなければならないものとします。
本契約の契約条件および規定に準拠しなければならないものとします。更に
死亡した共同経営者の地位に対する全ての資格を満たさなければならないものとします。
この条項に従って譲渡されるTalk Fusionの事業に関する賞与および報酬は、単独の商取引において連帯して受遺者に対して支払われるものとします。当該受遺者らは、あらゆる賞与および報酬が送付される「記録の住所」をTalk Fusionに対して提供しなければならないものとします。
当該事業が共同受遺者らに対して遺贈される場合、共同受遺者らは事業の法主体を確立しなければならないとともに、要請される事業の認証番号を取得しなければならないものとします。Talk Fusionは、事業の法主体に対して全ての賞与および報酬を発行するものとします。

第3条　第22項の 1 - 共同経営者の死亡の時点における譲渡

Talk Fusionの事業に関する遺言による譲渡を達成するために、当該相続人/受取人はTalk Fusionに対して下記の事項を提供しなければならないものとします。すなわち、(1) 原本の死亡証明書 (2) Talk Fusionの事業に対する当該相続人/受取人の権利を確立している遺言あるいは他の法律文書に関して、かかる文書についての公的に認証された複写、および (3) 完成および作成された共同経営者に関する契約を提供しなければならないものとします。もしくは、当該相続人/受取人は、申請の手続きにおいて当該企業に対して通告されなければならないものとします。更に、適切な照合する確認証明書が提供されなければならないものとします。

第3条　第22項の2 - 共同経営者の法的能力の喪失の時点における譲渡

無能力を原因としたTalk Fusionの事業に関する譲渡を達成するために、当該相続人/受取人はTalk Fusionに対して下記の事項

を提供しなければならないものとします。すなわち、(1) 受託者としての任命に関して、かかる任命についての公的に認証された複写 (2) Talk Fusionの事業を管理する受託者の権利を確立している信託の文書または他の文書に関して、かかる文書についての公的に認証された複写、更に (3) 当該受託者によって作成かつ完成された共同経営者に関する契約を提供しなければならないものとします。

第3条　第23項 - 電話による勧誘販売の技術

連邦取引委員会ならびに連邦通信委員会は、電話による勧誘販売の実務を規制する法律を個別に有するものとします。両方の連邦機関 (のみならず、多数の州) は、電話による勧誘販売の法律の一部として「電話禁止」の規制を有するものとします。Talk Fusionは、その言語の伝統的な意味において、共同経営者を「電話による勧誘販売業者」として考慮しないものとします。しかしながら、これらの政府規制は、「電話による勧誘販売業者」ならびに「電話による勧誘販売」という用語を幅広く定義するものとします。その結果として、電話番号が連邦の「電話禁止」の登録簿において掲載されている個人に対して電話するという不注意な行為によって、貴方様は当該法律に違反する可能性があるものとします。更に、これらの規制は、重大な刑罰を伴う (各違反につき最高罰金額$1万6千ドル) という理由のために軽率に解釈されてはならないものとします。

従って、共同経営者らは、Talk Fusionの事業の運用において電話による勧誘販売に従事してはならないものとします。「電話による勧誘販売」という用語は、Talk Fusionの製品またはサービスの購入を勧誘することを目的として、あるいはTalk Fusionの機会に対して個人あるいは法主体を採用することを目的として、個人あるいは法主体に対する1回もしくは複数の電話の発信を意味するものとします。Talk Fusionの製品またはサービス、あるいはTalk Fusionの機会を促進する将来の顧客あるいは共同経営者らに対して行われる「勧誘電話」は電話による勧誘販売を構成するとともに、禁止されるものとします。しかしながら、将来の顧客あるいは共同経営者 (以下「有望な当事者」と呼称します) に対して発信される電話 (等) は、下記の状況の下で許可されるものとします。

第3条　第23項の 1 - 当該共同経営者が、有望な当事者との確立された取引関係を有する場合、「確立された取引関係」とは、当該共同経営者からの有望な当事者による商品またはサービスの購入、賃借あるいは賃貸に基づいた共同経営者および有望な当事者の間での関係であるとともに、有望な当事者による製品またはサービスの購入を勧誘することを目的とした電話の日付の直前から18カ月以内において、本件の有望な当事者および共同経営者の間での金融取引に基づいた共同経営者および有望な当事者の間での関係であるものとします。

第3条　第23項の2 - 電話の日付の直前から3カ月以内において共同経営者によって提供される製品またはサービスに関する有望な当事者の個人的な質疑あるいは申請

第3条　第23項の3 - 本件の共同経営者が、電話することを共同経営者に対して許可している有望な当事者による書面での署名済み認可を受理する場合、かかる認可は、共同経営者が電話することを認可されている電話番号 (等) を特定しなければならないものとします。

第3条　第23項の4 - 貴方様は、家族の一員、個人的な友人ならびに知人に電話することができるものとします。「知人」とは、少なくとも以前の3カ月以内において最近の直接的な関係が確立された当事者であるものとします。しかしながら、貴方様が出会う当事者と習慣的に「カード収集」を行うとともに、以降に電話をする場合、連邦取引委員会 (FTC) は、その事態が免責条項に服さない種類の電話による勧誘販売であると判断することができるものとします。従って、「知人」に電話する場合、貴方様は臨時の基準に限定して電話しなければならないとともに、電話の発信を日常的な作業にしてはならないものとします。

第3条　第23項の5 - これに加えて、共同経営者らはTalk Fusionの事業の運用に関連した自動電話ダイヤルシステムを利用してはならないものとします。「自動電話ダイヤルシステム」という用語は、(a) ランダムあるいは連続の番号発生器を利用することにより、呼び出される電話番号を保存あるいは作成する性能、更に (b) かかる番号にダイヤルを回す性能を伴う機器を意味するものとします。

第4部 - 共同経営者らの責務

第4条　第1項 - 住所、電話および電子メールアドレスの変更

何らかの通信によるサポート資料ならびに報酬の時宜的な引渡しを確保することを目的として、Talk Fusionのファイルが最新であるということは極めて重要であるものとします。電子メールアドレスの変更または移転を計画している共同経営者らは、新しい電子メールアドレス、現住所、電話番号をsupport@talkfusion.comに対して送付しなければならないものとします。適切な引渡しを保証するために、あらゆる変更に関して2週間前の事前通告がTalk Fusionに対して提供されなければならないものとします。

第4条　第2項 - 継続的な開発の義務

第4条　第2項の１ - 継続的な養成
Talk Fusionに対して他の共同経営者を資金援助する共同経営者は、共同経営者の下層部が適切にTalk Fusionの事業を運用していることを確保するために、善意の支援および養成に関する協議を実施しなければならないものとします。共同経営者らは、下層部の組織における共同経営者と継続的に連絡および交信しなければならないものとします。かかる連絡ならびに交信の事例には、会報、書面での通信、個人的な面会、電話での連絡、ボイスメール、電子メール、Talk Fusionの会議、養成に関する集会、他の協議に対する下層部の共同経営者の追加事項などが含まれますが、これらに限定されないものとします。更に、上層部の共同経営者らは、Talk Fusionの製品の知識、効果的な販売技術、Talk Fusionの補償制度、当該企業の方針ならびに手続きに対する準拠において、新しい共同経営者を動機付ける、および養成する責任を負担するものとします。しかしながら、下層部の共同経営者らに対する連絡、更にその養成は、（共同経営者によって作成される販売の補助品および販売促進用の資料の開発に関する）第3条の第2項に違反してはならないものとします。

共同経営者らは、下層部の共同経営者が製品または業務に関する不適切な請求を行わないこと、あるいは違法行為かつ不当行為に従事しないことを確保するために、下層部の組織における共同経営者を監視しなければならないものとします。要請に応じて、あらゆる共同経営者は、資金援助者の継続的な義務の履行に関する文書化された証拠をTalk Fusionに対して提供することができるものとします。

第4条　第2項の2 - 養成の義務の増大

共同経営者らが様々なレベルのリーダーシップを通じて進展するに従い、共同経営者らは、販売の技術、製品の知識、およびTalk Fusionのプログラムに関する解釈において更に経験豊富になるものとします。共同経営者らは、その組織の中で経験の浅い共同経営者と知識を共有することを要請されるものとします。

第4条　第2項の3 - 継続的な販売の義務

共同経営者らの達成のレベルに関係なく、共同経営者らは、現在の顧客に対するサービスの提供を通じた新しい顧客の発生により、継続的かつ個人的に販売を促進する進行的な義務を負担するものとします。

第4条　第3項 - 非難の不可

Talk Fusionは、産業界における最高の製品、補償制度およびサービスを独立共同経営者らに対して提供することを希望しています。従って、弊社は、貴方様の建設的な批判および批評を重要視するものとします。かかる批評は、support@talkfusion.comに対して文書で提出されなければならないものとします。貴方様に対する最善なサービスの提供のために、貴方様の見解が必要とされることを念頭に置いてください! Talk Fusionは、建設的な情報提供を受け入れるものとしますが、当該企業、その製品または補償制度の分野について共同経営者によって行われる消極的な批評および見解は、他のTalk Fusionの共同経営者らの熱意を喪失させること以外の目的を一切果たさないものとします。この理由のために、更に、下層部に対する適切な事例の確立を目的として、共同経営者らはTalk Fusion, 他のTalk Fusionの共同経営者ら、Talk Fusionの製品/サービス、補償制度、あるいはTalk Fusionの取締役、職員または従業員らを非難、中傷してはならない、あるいは上記の事項に関しての消極的な見解を行ってはならないものとします。

第4条　第4項 - 申請者に対する文書の提供

共同経営者らは、申請者が共同経営者に関する契約に署名する以前において、共同経営者になることを目的として共同経営者らによって資金援助されている個人らに対してTalk Fusionの方針、手続きの声明、Talk Fusionの契約条件、Talk Fusionの補償制度およびTalk Fusionに関するサービスの契約条件の最新版を提供しなければならないものとします。方針ならびに手続きの追加的複写は、Talk Fusionのウェブサイトからダウンロードされるものとします。

第4条　第5項 - 方針の違反に関する報告

他の共同経営者による方針の違反を認識する共同経営者らは、Talk Fusionの法令準拠部門宛て（support@talkfusion.com）に直接に違反報告書を提出しなければならないものとします。日付、発生件数、介入した個人ら、関連文書など、出来事の詳細は報告書の中に含まれなければならないものとします。

第5条 - 販売の要件

第5条　第1項 - 製品/サービスの販売

Talk Fusionに関する補償制度は、最終消費者らに対するTalk Fusionの製品ならびにサービスの販売に基づくものとします。共同経営者らは、賞与、報酬および高度なレベルの達成に対する昇格に対して資格を有するために、個人的および下層部の組織の小売販売に関する要件（これに加えて、本契約に規定される他の責務を履行する）を満たさなければならないものとします。

下記の販売要件は、共同経営者が報酬に対して資格を有するために満たされなければならないものとします。
第5条　第1項の1 - 共同経営者らは、Talk Fusionの補償制度の中で指定されるような地位に関連した要件を満たすために、個人的な販売量の要件を満たさなければならないものとします。「個人的な販売量」とは、当該共同経営者によって行われた購入および当該共同経営者の個人的顧客らによって行われた購入を含むものとします。

第5条　第2項 - 領域の制限に関する不可

いかなる個人に対しても付与される排他的領域は実在しないものとします。更に、フランチャイズの料金は要請されないものとします。

第6条 - 賞与ならびに報酬

第6条　第1項 - 賞与ならびに報酬に関する資格

共同経営者は、賞与および報酬に対して資格を有することを目的として、積極的にならなければならないとともに、本契約に対して準拠しなければならないものとします。共同経営者が本契約の契約条件に準拠する限りにおいて、Talk Fusionは補償制度に従ってかかる共同経営者に対して報酬を支払うものとします。

第6条　第2項 - 賞与ならびに報酬に対する調整

第6条　第2項の1 - 取り消されたサービスに対する調整

共同経営者らは、最終消費者に対する製品ならびにサービスの実際の販売に基づいて賞与および報酬を受理するものとします。Talk Fusionが取り消されたサービスに対する返金を発行する際、返金されたサービスに起因している賞与ならびに報酬は、当該返金が、返金されたサービスの販売に関して賞与および報酬を受領した共同経営者から与えられる月において控除されるものとします。更に、上記の事項は、本件の報酬が払い戻されるまで以降の各給与期間まで継続されるものとします。

第6条　第2項の2 - 他の控除

世界全国においてトークフュージョンはボーナス及び報酬から報酬プロセス料として一報酬につき$0.35を差引きます。

第6条　第3項 - 報告

下層部の活動に関する報告の中でTalk Fusionによって提供される全ての情報（個人的な販売量（一部）および下層部の資金援助活動などが含まれますが、これらに限定されないものとします）は、正確であり、かつ信頼できるものとして見なされるものとします。それにもかかわらず、様々な要因（人為的かつ機械的な誤り、発注の正確性、完全性、予定表、クレジットカードの支払いの拒否、返却された製品、クレジットカード、不渡り手形等の固有の可能性が含まれますが、これらに限定されないものとします）のために、当該情報は、Talk Fusion、または当該情報を作成あるいは送信する個人らによって保証されないものとします。

あらゆる個人的な販売量に関する情報は、明示的かつ黙示的であるかどうかにかかわらず、あらゆる種類の保証または表明なしで、「そのままの状態で」提供されるものとします。とりわけ、商品適格性、特定の利用に対する適合性、非侵害性に関する保証は存在しないものとします。更に、保証に関して、商品適格性、特定の利用に対する適合性、非侵害性が含まれますが、これらに限定されないものとします。

適用される法律に基づいて認可される最大の範囲において、Talk Fusionおよび/あるいは当該情報を作成あるいは送信する他の個人らは、かかる当事者らが下記の損害賠償の可能性について勧告されている場合であっても、個人的かつ団体の販売量に関する情報の利用、またはかかる情報に対するアクセスから生ずる直接的損害賠償、間接的損害賠償、結果的損害賠償、付随的損害賠償、特別損害賠償あるいは懲罰的損害賠償のために、いかなる販売業者または他の個人に対しても責任を負担しないものとします（ここにおける損害賠償には、逸失利益および賞与または報酬の喪失、機会の喪失、情報の不正確さ、不完全性、不便さ、遅延、あるいはかかる情報の利用に関する損失から生ずる可能性がある損害賠償が含まれますが、これらに限定されないものとします。）。法律によって認可される最大の範囲において、Talk Fusionあるいは当該情報を作成あるいは送信する他の個人らは、本契約、またはかかる契約に関連した契約条件の内容に関して、何らかの不法行為、契約、過失、厳格責任、製造物責任または他の理論に基づいて、貴方様あるいは他の個人に対して責任あるいは責務を一切負担しないものとします。

Talk Fusionの報告サービスに対するアクセスおよびその利用、更にかかる情報に対する依存に関しては、貴方様によって危険が負担されるものとします。全ての情報は、「そのままの状態」で貴方様に提供されるものとします。当該情報の正確性あるいは品質に不満がある場合、貴方様による単独的かつ独占的な法的救済は、Talk Fusionの報告サービスに対するアクセスおよびその利用、更にかかる情報に対する依存を停止することであるものとします。

第7部 - 満足保証、返却および在庫品の再購入

第7条　第1項 - 満足保証

独立アソシエイトもしくは顧客が初回のビデオコミュニケーション製品パッケージ購入に不満がある場合には、(法律により別に要求されない限り)トークフュージョンは購入日より3日間以内であれば完全返金を提供しています。一括払いの独立アソシエイト料金、製品パッケージ更新料、電子振替料、消費税、サービス税は返金できませんのでご了承ください。販売料金の返金は購入者による取消の申請が必要となります。返金には営業7日間を要します。

第7条　第2項 - 取消しの時点における共同経営者による販売の補助品の返却

共同経営者に関する契約の取り消しの時点において、当該共同経営者は、返金を目的として、在庫品として保有されている販売の補助品を返却することができるものとします。共同経営者らは、かかる資料が未開封であるとともに、転売可能な状態である場合に限り、共同経営者が取消日から12カ月前の期間内に個人的にTalk Fusionから購入した販売の補助品を返却することができるに過ぎないものとします(他の共同経営者または第3者からの購入は、返金に服さないものとします。)。転売可能な販売の補助品の受理の時点において、当該共同経営者は、最初の購入価格(等)の純費用の90パーセントを払い戻されるものとします。当該販売の補助品が購入された際、共同経営者が被った出荷費用は返金されないものとします。購入がクレジットカードを通じて行われた場合、当該返金は同一の口座に対して再び入金されるものとします。

第8部 - 争議の解決および懲戒手続き

第8条　第1項 - 懲戒処分

本契約、これらの方針ならびに手続きの違反、更にコモンローの義務の違反(適用される何らかの忠実の義務が含まれるが、これに限定されないものとします)、何らかの違法、詐欺的、虚偽的または非倫理的な営業活動、または当該企業の単独的な自由裁量によって、その信用あるいは営業権に損害を与える可能性がある共同経営者による何らかの作為もしくは不作為は、Talk Fusionの自由裁量によって、下記の1つまたは複数の是正措置に帰する可能性があるものとします。

- 書面による警告あるいは勧告の発行
- 当該共同経営者に対して即時の是正措置を行うように要請すること
- 罰金の賦課(賞与ならびに報酬から控除される可能性があるものとします)
- 1回あるいは複数の賞与あるいは報酬の支払いに対する権利の喪失
- Talk Fusionは、Talk Fusionが本契約に違反しているという容疑の行為を調査している期間に亘り、当該共同経営者の賞与および報酬の全部または一部を共同経営者から控除することができるものとします。共同経営者の事業が、懲戒的な理由のために取り消される場合、当該共同経営者は、調査期間において控除される何らかの報酬を回収する権限を付与されないものとします。
- 1回あるいは複数の給与期間に亘る共同経営者に関する個別的な契約の中断
- 違反者の共同経営者に関する契約の強制的な終了
- 本契約の規定の範囲内において明示的に許可される他の措置、もしくはその措置の実施が実践的であるとTalk Fusionによって判断される他の措置、更に当該共同経営者の方針の違反あるいは契約違反によって部分的かつ排他的に生じた損失を公平に解決することが妥当であるとTalk Fusionによって判断される他の措置
- Talk Fusionによって妥当であると判断される状況において、当該企業は、金銭上および/あるいは衡平法上の救済に対して法律上の手続きを開始することができるものとします。

第8条　第2項 - 苦情ならびに不満

共同経営者が個別的なTalk Fusionの事業に関連した何らかの実務あるいは活動に関して、他の共同経営者に対して苦情あるいは不満がある場合、不満を抱く共同経営者は、その問題を最初に資金援助者に対して報告しなければならないものとします。かかる資金援助者は、その問題を検討しなければならないとともに他の当事者の上層部の資金援助者と共に問題の解決を試みなければならないものとします。かかる問題が企業の方針の解釈またはその違反に関連している場合、かかる問題は、本件の企業における共同経営者のサービス部門に対して書面で報告されなければならないものとします。本件の共同経営者のサービス部門は、その事実を検討するとともに、かかる問題の解決を試みるものとします。

第8条　第3項 - 仲裁裁判

本契約あるいはその違反から生じる、あるいは本契約またはその違反に関連した何らかの論争あるいは請求は、商事仲裁規則に基づいて米国仲裁協会によって管理された仲裁裁判によって解決されるものとします。更に、仲裁人によって付与された裁定に関する判決は、司法管轄権を有する裁判所において下される可能性があるものとします。共同経営者らは、陪審裁判または

裁判所に対して全ての権利を放棄するものとします。全ての仲裁裁判に関する手続きは、フロリダ州のヒルズバラ郡において行われるものとします。全ての当事者らは、連邦民事訴訟規則に従いあらゆる証拠開示手続きの権利に対する権限を付与されるものとします。米国仲裁委員会が提供した委員会によって選択された1人の仲裁人、すなわち、直接販売の産業界において知識の豊富な弁護士であるという強力な優先傾向を伴い、商法の取引における専門的知識を有する弁護士が実在するものとします。仲裁裁判に対する各当事者は、訴訟費用および出願費用など、仲裁裁判の費用および支出に対して責任を負担するものとします。仲裁人の決定は終局的であり、当事者らを拘束するとともに、必要な場合、管轄裁判所における判決に変換される可能性があるものとします。仲裁裁判に対する契約は、本契約の終了もしくは満了以降であっても存続するものとします。

これらの方針ならびに手続きにおけるいかなる条項であっても、何らかの仲裁裁判または他の手続きの出願の以前、その期間中、もしくはそれ以降において、あるいは何らかの仲裁裁判または他の手続きに関連した決定または裁定の言い渡しまでの期間において、Talk Fusionの権益を守る、および保護するために利用される差押え令状、仮差止命令、一時的差止命令、永続的差止命令または他の法的救済に申請すること、更に司法管轄権を有する裁判所からこれらを取得することをTalk Fusionに対して禁止してはならないものとします。

第8条　第4項 - 準拠法、司法管轄区および裁判地

仲裁裁判に服さない問題に関する司法管轄区ならびに裁判地は、独占的にフロリダ州のヒルズバラ郡に位置するものとします。連邦仲裁法は、仲裁裁判に関連した全ての問題を統制するものとします。フロリダ州の州法は、本契約に関連する、もしくは本契約から生ずる他の問題を統制するものとします。上記の規定および第8条の第3項における仲裁裁判の規定にもかかわらず、ルイジアナ州の居住者らは、ルイジアナ州の法律に従い、地元の裁判所においてTalk Fusionに対して訴訟を提起する権限を付与されるものとします。

第9条 - 活動停止、再分類および取消し

第9条　第1項 - 取消しの効果

共同経営者が継続的に活動するとともに、本件の共同経営者に関する契約についての契約条件ならびにこれらの方針および手続きの契約条件に準拠する限りにおいて、Talk Fusionは当該補償制度に従い、かかる共同経営者に対して報酬を支払うものとします。共同経営者の賞与および報酬は、生産販売において、更に生産販売に関連した全ての活動（下層部の組織の設立を含みます）において当該共同経営者の活動に対する全体的な約因を構成するものとします。共同経営者に関する契約の共同契約者による非更新、活動停止に対する取消し、共同経営者に関する契約の強制的かつ任意的な取消しの後（これらの全ての手段は、「取消し」と総称します）、以前の共同経営者は、共同経営者によって運用された市場売買の組織、もしくは当該組織によって生じた販売からの報酬または賞与に対する権利、権原、請求または権益を一切有さないものとします。事業が取り消される共同経営者は、共同経営者としてのあらゆる権利を喪失するものとします。これには、Talk Fusionの製品ならびにサービスを売却する権利、更に将来の報酬、賞与、または販売、および共同経営者の以前の下層部の販売組織に関する他の活動から生じた他の所得を受領する権利が含まれるものとします。取消しの場合、共同経営者らは、以前の下層部の組織、何らかの賞与、報酬あるいは販売、および共同経営者の以前の下層部の組織に関する他の活動から生じた他の給与に対して共同経営者が有する可能性がある全ての権利（財産権が含まれますが、これに限定されないものとします）を放棄することについて合意するものとします。

共同経営者に関する契約に関して共同契約者による取消しの後、以前の共同経営者は、Talk Fusionの共同経営者として主張してはならないとともに、Talk Fusionの製品あるいはサービスを販売する権利を有してはならないものとします。共同経営者に関する契約が取り消される共同経営者は、取消し以前において共同経営者が活動中であった最後の全給与期間に亘り、報酬および賞与を受領するに過ぎないものとします（強制的な取消しの以前の調査期間において控除される金額を下回るものとします）。

第9条　第2項 - 活動停止に対する取消し

共同経営者が1年間に亘り報酬または賞与を取得しない場合、共同経営者に関する契約は活動停止を理由として取り消されるものとします。

第9条　第3項 - 強制的な取消し

単独的な自由裁量権によってTalk Fusionによって行われる可能性がある何らかの修正など、本契約の契約条件に関する共同経営者による違反は、共同経営者に関する契約の強制的な取消しなど、第8条の第1項の中に列挙されている何らかの制裁に帰する可能性があるものとします。書面による通知が、当該共同経営者の最後に認識される住所（またはファクス番号）、あるいはその弁護士に対して郵送される、もしくはファクスで送達される日において、あるいは宅配業者に引き渡される日において、もしくは共同経営者が実際に取消しの通知を受理する時点において（いずれかの早い方）、取消しは効力を生ずるものとします。

第9条　第4項 - 任意的な取消し

ネットワークの市場売買に関する計画に加入する参加者は、その理由にかかわらず、常に取り消す権利を有するものとします。取消しは、郵送、ファクスを通じて当該企業に対して書面により提出されなければならないものとします。あるいは、取消しはsupport@talkfusion.comに対して提出されなければならないものとします。書面による通知は、当該共同経営者の署名、活字体による氏名、住所、共同経営者の身分証明番号を含まなければならないものとします。共同経営者がTalk Fusionのサービスに対する加入者である場合、本件の共同経営者に関するサービス契約は、かかる共同経営者がサービス契約の取り消しを特別に要請しない限り、継続的に有効であるものとします。

第9条　第5項 - 非更新

共同経営者は、任意的に共同経営者に関する契約を取り消すことができるものとします。更に、Talk Fusionは、契約応当日において共同経営者に関する契約を更新しないように選択することができるものとします。

第9条　第6項 - 取消しの以降における顧客の地位

共同経営者がTalk Fusionのサービス加入者であり、共同経営者に関する契約が何らかの理由のために取り消される場合、しかしながら、共同経営者がTalk Fusionに関するサービスを継続的に購入する場合、以前の共同経営者は小売業者の顧客として分類されるものとします。

第10条 - 定義

活動中の顧客 - Talk Fusionのサービスを購入するとともに、現在アカウントを有している顧客を意味するものとします。

活動中のアソシエート：1回に最低でも個人販売ボリューム (PSV) 100を個人的に達成し、毎月、最低でも 20PSVを達成しているアソシエート。

活動中の地位「活動中の地位」という用語は、あらゆる月におけるTalk Fusionの補償制度によって決定される共同経営者の現在の地位を参照するものとします。特定の地位に関連して「活動中」と判断されるためには、共同経営者は、個別的な地位に対してTalk Fusionの補償制度の中に規定される基準を満たさなければならないものとします（下記の「地位」の定義を参照します）。

契約 - 当該企業および各共同経営者の間における契約は、共同経営者に関する申請ならびに契約、Talk Fusionの方針ならびに手続きに関する声明、Talk Fusionの契約条件、Talk Fusionの補償制度、Talk Fusionに関するサービスの条件を含むものとします。これらの全ては、現行形式であり、単独的な自由裁量権により、Talk Fusionによって修正されるものとします。これらの文書は、「契約」として総称されるものとします。

取消し - 共同経営者の事業の終了を意味するものとします。取消しは、非更新あるいは活動停止を通じて、任意的あるいは強制的であることが想定されます。

系図報告 - Talk Fusionによって作成されるとともに、共同経営者の身分証明、販売情報、各共同経営者の市場売買の組織の登録活動に関連した重要なデータを提供する報告を意味するものとします。本件の報告は、Talk Fusionに対して財産価値のある機密情報ならびに企業秘密に関する情報を含むものとします。

団体販売量（GSV） - 下層部において購入された各製品の販売量の集積を意味するものとします。
直近の世帯 - 同一の住宅に居住する世帯主ならびに扶養家族を意味するものとします。

パーソナルプロダクション―トークフュージョンの製品もしくはサービスを私用のために末端消費者に提供すること

個人的生産 - 個人的な利用目的のために、Talk Fusionの製品あるいはサービスを最終消費者に対して移動することを意味するものとします。

個人的販売量（PSV） - 1カ月の期間において（1）当該企業から共同経営者に対して、および（2）当該企業から共同経営者に関係ない個人的な顧客に対して売却されるサービスおよび製品の委託可能な数量を意味するものとします。

資格保持 - 共同経営者は、その組織の基盤として、個人的に資金援助されるとともに、活動中である少なくとも1人の共同経営者を有さなければならないものとします。

地位 - Talk Fusionの補償制度に従って共同経営者によって達成される「役職」を意味するものとします。

採用 - Talk Fusionに関する利害関係の衝突に関する方針（第3条の第7項）の目的として、「採用」という用語は、下記の事項を意味するものとします。

（a） 他の複数のレベルの市場売買、ネットワークの市場売買、あるいは直接販売の機会に登録する、あるいは参加するために、何らかの方法によって、直接的または間接的に、あるいは第3者を通じて、他のTalk Fusionの共同経営者または顧客に対して影響を及ぼす実際の勧誘、登録、助長または活動、またはこれらの試みを意味するものとします。

（b） 上記の条項（a）において記述された行為は、共同経営者による行為が、他の共同経営者または顧客によって行われる調査の対応である場合でも採用を構成するものとします。条項（b）はカリフォルニア州において適用されないものとします。

転売可能 - 下記の各要因が満たされる場合、販売の補助品は「転売可能」として見なされるものとします。（1）かかる販売の補助品が未開封かつ未使用であるものとします。（2）包装、ラベル付けが変更されていないとともに、損傷を受けていないものとします。（3）かかる販売の補助品が、当該販売の補助品を十分な価格で売却することが商取引において商業上合理的な実務であるという状況にあるものとします。（4）かかる販売の補助品が、購入日から1年以内にTalk Fusionに対して返却されるものとします。販売の時点において、返却不可、継続不可、もしくは季節的な品目として明確に確認される何らかの販売の補助品は、転売可能ではないものとします。

小売業者の顧客 - Talk Fusionの製品を共同経営者から購入するが、Talk Fusionの補償制度に対する参加者に相当しない個人を意味するものとします。

販売量 - 各製品/サービスは、「販売量」（SV）として呼称される単位量を指定されるものとします。更に、補償制度は、これらの単位量の集積に基づくものとします。

資金援助者 - 当該企業に対する顧客あるいは他の共同経営者に登録するとともに、当該共同経営者に関する申請ならびに契約において資金援助者として記載される共同経営者を意味するものとします。共同経営者になることを目的とした他の個人の登録ならびに養成の活動は、「資金援助」と呼称されるものとします。